令和８年１１月吉日
南房総市子ども教育課

新制度未移行幼稚園を利用される方へ

※ 無償化の対象となるには、保護者の住所がある市町村に施設等利用給付認定申請が必要です。

○幼稚園保育料

満３歳から５歳児（小学校就学前） の保育料が、月額２８，０００円まで無償となります。

※３歳となった翌月から無償化の対象となりますので、対象月の前月末日までに申請してください。

○預かり保育料

保育の必要性の認定（新２・３号認定）を受けた場合に、預かり保育料１日４５０円×利用日数（上限　月額１２，３００円）が無償となります。

ただし、満３歳児（年度途中で３歳となった子ども）については、市町村民税非課税世帯のみが対象となります。上限は、月額１７，７００円です。

◆保育の必要性の認定

保護者の状況		期　間
就労	会社自宅を問わず月52時間以上就労している場合	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	産前8週・出産日の8週後の月末まで
疾病・障害	病気や障害がある場合	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	病人や障害者を介護・看護している場合	介護・看護を必要としなくなるまで
災害復旧	災害などの復旧にあたっている場合	必要な期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	90日間
就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	必要な期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
その他	上記に類する状態にある場合	必要な期間

《　裏面につづく　》

施設等利用給付認定申請について

１　提出書類

・幼稚園のみ利用している園児

①　子育てのための施設等利用給付認定申請書
②　個人番号（マイナンバー）提供書
　※過去に提出済みの方は不要。

・幼稚園と預かり保育を利用している園児

①　子育てのための施設等利用給付認定申請書
　※裏面も記入してください。
②　個人番号（マイナンバー）提供書
　※過去に提出済みの方は不要。
③　保育の必要性を証明する書類（父・母）
　就労証明書、母子手帳、診断書など

※満３歳児（年度途中で３歳となった子ども）の預かり保育料は、市町村民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。

２　申請場所

南房総市教育委員会　子ども教育課
南房総市役所丸山分庁舎　南房総市岩糸２４８９番地

３　申請期間

・令和８年１２月１日（火）～１２月１１日（金）の平日
　午前８時４５分～午後５時００分
・令和８年１２月５日（土）・６日（日）
　午前１０時～午後３時

※この期間を過ぎても申請できますが、無償化の対象となる月が遅れる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先：南房総市教育委員会子ども教育課　ＴＥＬ：0470－46－2966

